

推し桜

スポット



↙↑八百萬神之御殿（脇町東赤谷）

400メートルほどに位置する八百萬神之御殿の境内に、年間を通じて入念に手入れされたソメイヨシノ約8000本が咲きほころびます。満開の時には山が桜色に染まり、訪れる人々を魅了します。※拝観料（1,000円）が必要です。花見観光の注意事項について、詳しくは八百萬神之御殿のホームページをご覧ください。

穴吹ふれあい広場（穴吹町穴吹字市ノ下）→

広場の駐車場へ続く桜並木の向こう側には、穴吹川が展望できます。川遊びはシーズンオフですが、散歩ついでに立ち止まって花見をするのはいかがでしょうか。桜のいい香りに包まれて気分が癒されます。



私（広報担当者）が
紹介します！



「世の中にたえて桜のなかりせば春の心はのどけからまし」
この歌を詠んだのは、平安時代の歌人・在原業平。「この世に桜の花が全く無かったら、春の心は穏やかであるだろう」という意味ですが、この歌は桜が全く無い方が良くと言っているわけではなく、心をかき乱す桜の美しさへの愛情と執着を逆説的に表現しているのだといえます。
平安時代から私たちを魅了していた桜。一斉に咲いて、ぱつと散る姿に、美しさだけでなく、潔さや儂さなどを感じるのには、あなただけでは足りないはず。
さて、いよいよまた、桜の季節がやってきます。寒い冬を越え、待ちに待った春。今回は、美馬市で咲く桜の名所を「推し桜スポット」として紹介します！桜の見頃は3月下旬から4月上旬の予定。この記事を見て、より一層、春の訪れを感じていただきたいです。





すてきな写真のご提供、
ありがとうございます

←中鳥川沿い（美馬町字竹ノ内地先）

地域住民の方が毎年植樹されているようで、年々、咲く桜の数が増えているようです。写真は竹ノ内自治会の方から提供していただきました。桜の下で食べるお弁当はひとときわ美味しそうですね。

デ・レイケ公園（脇町大字脇町）↓→

大谷川沿いにあるデ・レイケ公園では桜と色とりどりのチューリップ（例年4月に開花）が咲き誇ります。両方楽しめるなんて、なんだかおトクな気がします。また、チューリップが植えられている花壇の近くには、デ・レイケ公園の名前の由来となっている、大谷川の堰堤の設計者ヨハニス・デ・レイケの出身地オランダの象徴である風車が建てられています。

公園の敷地内を散歩しながら、桜を觀賞してみませんか？



広棚花の里（脇町字西俣名）→

芝桜も、樹木に咲く桜に負けず魅力的！白やピンクで畑一面が彩られて、まるで花の絨毯のような絶景です。この芝桜は、第21回全国花のまちづくりコンクールで「農林水産大臣賞」を受賞しました。



今年も、「広棚芝桜祭り」を開催します！

【開催期間】 3月25日（土）～4月23日（日）

【特別イベント】 4月9日（日）

午前11時～オープニングセレモニー・広棚獅子舞
午後1時30分～広棚獅子舞

【問い合わせ先】 芝桜祭り実行委員会 ☎53-1905
（一社）美馬観光ビューロー ☎53-8599



行政情報も
お伝えしなければ！



3月は、見え隠れする春の兆しに心が踊る時期であると同時に、卒業や転職に伴う引越など、変化が多い季節です。
「4月から新生活を始める」という方や、そのご家族の方！気持ちよく新年度を迎えるためにも必要な手続きを確認してみませんか？6～7ページにかけて、皆さまからよくお問い合わせいただく手続きについて取り上げています。ぜひご覧ください。



水道の開栓・休栓の手続き

☎ 水道部業務課 ☎ 63-2236

【引越して来られた場合（開栓）】

水道開栓申込書を提出し、開栓手数料 500 円をお支払いください。使用開始の 3～4 日前（土日祝日を除く）までに手続きをしてください。開栓作業は平日の業務時間内に行います。業務時間外および土日祝日は対応できません。

【引越しされる場合（休栓）】

水道休栓申込書を提出し、休栓手数料 500 円をお支払いください。水道料金の滞納がある場合、全額お支払いください。連絡が無いま引越されると、使用水量が 0 立法メートルでも基本料金やメーター料金がかかります。

▶ 手続きできる場所 水道部業務課、各市民サービスセンター

▶ 手続きに必要なもの 料金、印鑑

国民健康保険の異動に関する手続き

☎ 保険健康課（国民健康保険担当）52-5601

▶ 手続きできる場所 保険健康課、各市民サービスセンター

▶ 手続きに必要なもの（異動事由により必要なものが異なります）

① 異動する方全員のマイナンバーカード（通知カードでも可）

② 手続きに来る方の本人確認ができるもの（※）

転入したとき

① ② + 特定疾病療養受療証を転入前に発行されていた場合はその受療証

出生したとき ① ②

会社などの健康保険を脱退するとき（仕事を辞めた、被扶養者でなくなったとき）

① ② + 健康保険等資格喪失証明書（加入希望者全員分の資格取得日、資格喪失日、被保険者記号・番号、保険者番号の記載があるもの）+ 特定疾病療養受療証を発行されていた場合はその受療証

（※）顔写真付きは 1 点で可 … マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など
顔写真なしは 2 点必要 … 健康保険証、介護保険証、年金手帳、児童扶養手当証書など

転出するとき

① ② + 転出する方の保険証

会社などの健康保険に入るとき（扶養家族になるとき）

① ② + 保険組合などから発行された新しい保険証 + 美馬市国保の保険証

死亡したとき

① ② + 死亡された方の保険証 + 世帯主が死亡された場合は世帯全員の保険証

修学のために子どもが他の市町村に引っ越したとき

① ② + 修学した本人の保険証 + 学生証（または在学証明書）+ 転出先の住民票の写し

美馬市内で引っ越しをしたとき

① ② + 引っ越しした方の保険証

氏名を変更したとき

① ② + 氏名を変更した方の保険証

世帯主が変更になったとき

① ② + 世帯全員の保険証

3月中旬から4月上旬は、引っ越しなどによる住民異動の手続きで、市役所および各市民サービスセンターの窓口が最も混雑する時期です。住所変更の届出（転入届や転出届等）のほか、水道や下水道の開休（栓）、国民健康保険証の異動、6～7ページに掲載しているもの以外にも様々な手続きが必要になる場合があります。お引っ越しの際は、お早めにお手続きをお願いします。

☎（住所変更の届出について）市民課 ☎ 52-8001

手続きガイドをご利用ください。また、一部の手続きはスマート申請・窓口システムで申請が可能です。

それぞれ右側の QR コードを、スマートフォン等を使って読み取ると利用できます。

手続きガイド

質問（家族構成等）に回答することで、必要な手続きや提出書類・手続き場所等を確認することができます。



スマート申請・窓口システム

事前に申請したい内容を回答することで、普段窓口で行っている手続きをより簡単に行うことができます。



もうすぐ
新年度

お早めに！
手続きは

下水道の使用開始・休止手続き

☎ 環境下水道課 ☎ 52-8020

下水道施設に接続している場合、水道（上水道）の手続きとあわせて下水道の手続きが必要です。

【使用開始】

処理区内の建物（集合住宅、賃貸物件等）に入居するときは、下水道施設の「使用開始届」をご提出ください。※下水道施設に接続していない場合もあります。

【使用休止】

下水道施設に接続している建物の水栓を休栓するときは、下水道施設の「使用休止届」をご提出ください。

▶ 手続きできる場所 環境下水道課、各市民サービスセンター

▶ 手続きに必要なもの 印鑑

下水道施設・処理区

- | | |
|--|--|
| 1. 穴吹地区（公共下水道）
穴吹地区の一部、尾山地区の一部、舞中島地区の一部 | 5. 宮内地区（農業集落排水処理施設）
口山字宮内の一部、口山字調子野の一部、口山字田方 |
| 2. 井口東地区（農業集落排水処理施設）
岩倉、別所上の一部 | 6. 喜来地区（農業集落排水処理施設）
字宮西の一部、字銀杏木の一部、字寺ノ下、字願勝寺の一部、字鍵掛の一部、字井出縁、字喜来市、字妙見、字大宮西、字天神、字天神北、字谷ヨリ西の一部 |
| 3. 別所浜地区（農業集落排水処理施設）
別所浜、別所上の一部、井口の一部 | |
| 4. 知野地区（農業集落排水処理施設）
口山字知野の一部、口山字宮内の一部 | |